

雲南市立地適正化計画について

- ・立地適正化計画の概要について
- ・令和2年度の調査内容について
- ・計画案作成に係る検討体制について
- ・計画策定のスケジュールについて

立地適正化計画の概要

- 平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、市町村が住宅及び医療、福祉、商業等の生活に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、「**立地適正化計画**」を作成することができることとなりました。
- 「**立地適正化計画**」とは、人口減少や少子高齢化が進行する中で生じる、中心市街地の衰退、空き家の増加、社会保障費の増加、インフラの老朽化による維持更新費の増加などの問題への対応を、「まちのかたちはどうあるべきか」という観点から考えていく計画です。

立地適正化計画の計画対象区域は都市計画区域

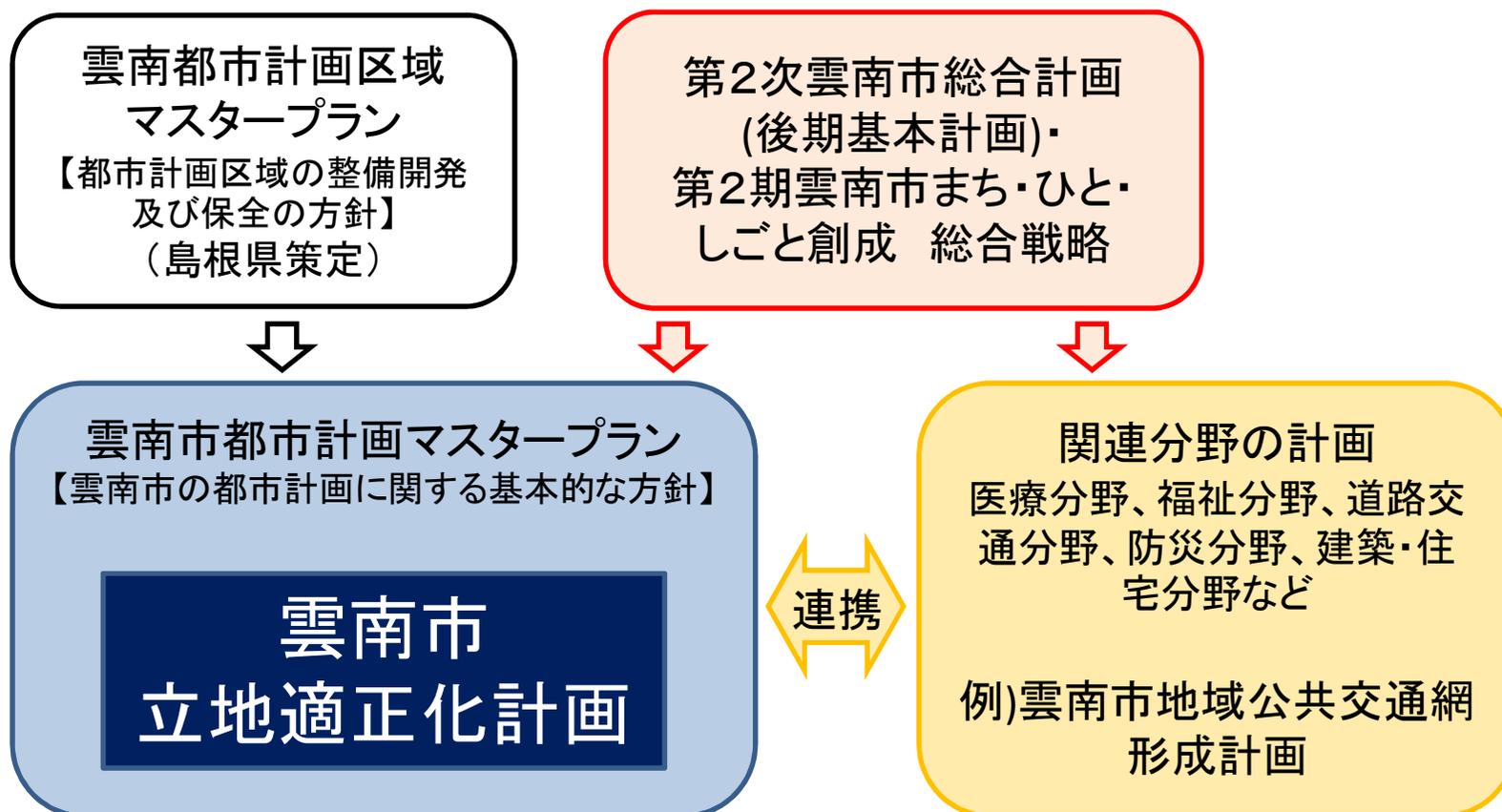


※国土交通省資料を基に作成

立地適正化計画の概要

計画の位置づけ

立地適正化計画は、上位計画である「第2次雲南市総合計画」、「雲南都市計画区域マスタープラン」に即して定めます。また立地適正化計画は都市再生特別措置法第82条より、平成26(2014)年に策定した雲南市都市計画マスタープランの一部とみなされ、医療や福祉、公共交通、防災、居住などの様々な関連分野の計画とも整合性を図りながら定めます。



立地適正化計画の概要

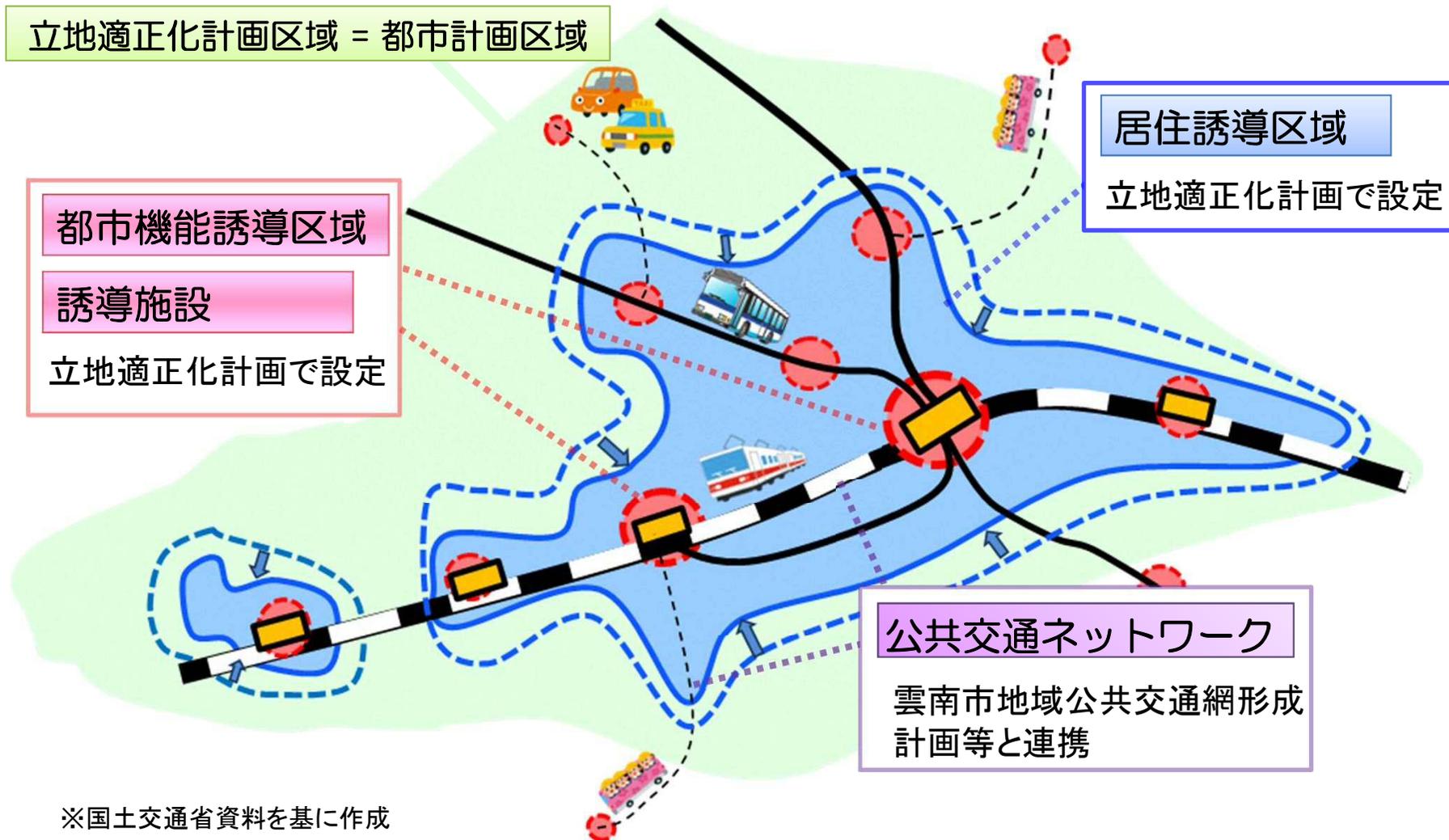
【主な記載事項】

- 基本的な方針
住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域
人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
- 都市機能誘導区域
医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- 誘導施設
人口減少、高齢化社会にあっても、市民の日常の生活利便性を確保するために必要な施設（医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、教育施設、商業施設、行政施設など）
- 誘導施設を誘導する施策方針
誘導施設を都市機能誘導区域へ誘導するための施策
- 防災指針
立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防犯対策・安全確保策を定めるもの

※立地適正化計画で定めた居住誘導区域や都市機能誘導区域に対し、強制的な居住の誘導や都市の集積が行われることはありません

立地適正化計画の概要

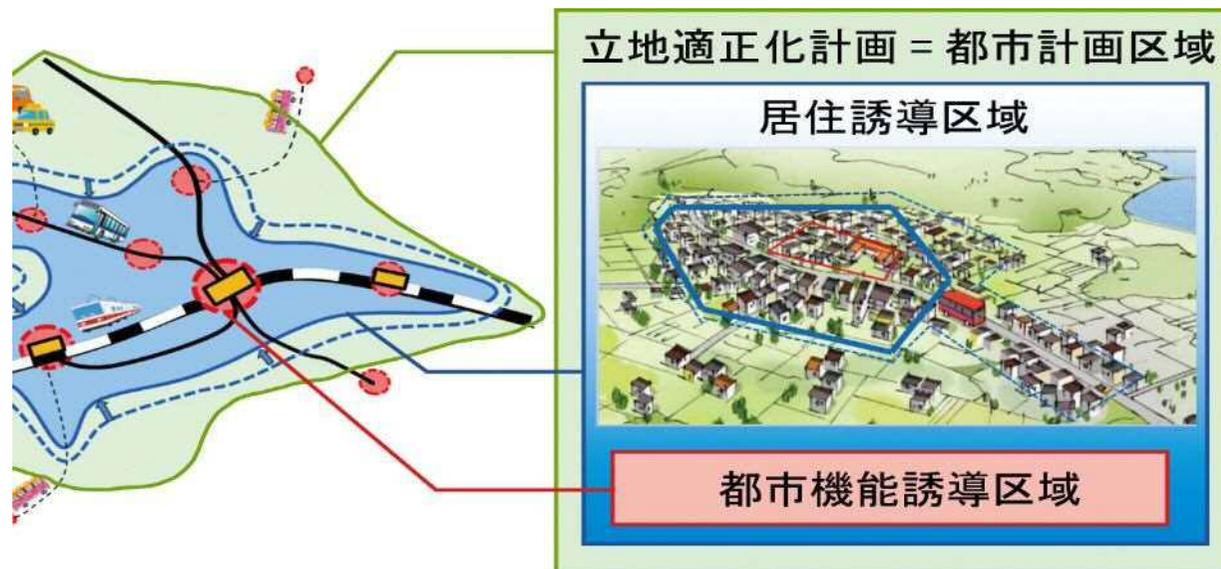
利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち
⇒コンパクトシティ + ネットワーク



立地適正化計画の概要

居住誘導区域とは？

人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活のサービスや公共交通、また地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。



居住誘導設定の考え方
(参考例)

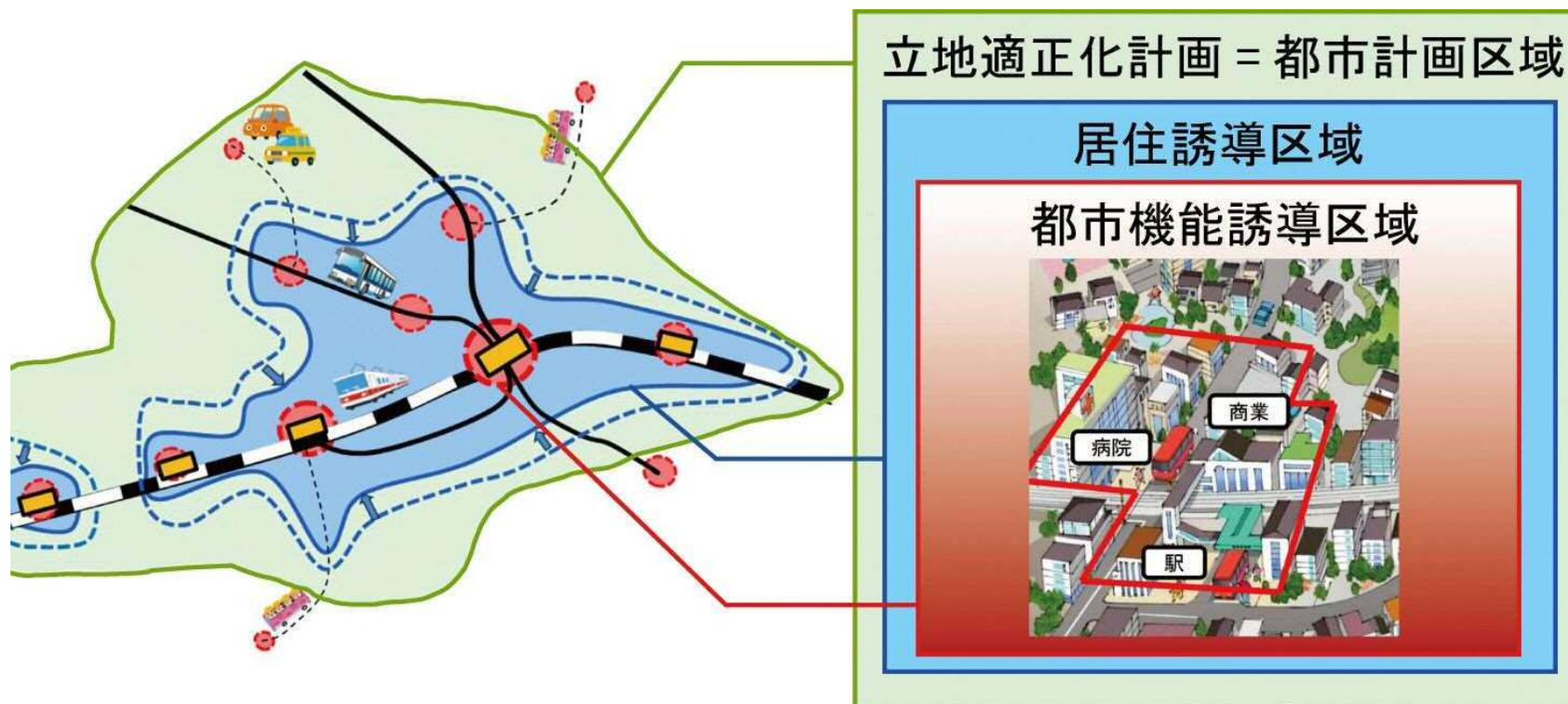
- ・公共交通機関や医療施設、教育施設などの生活サービス施設の利便性が高いエリア
- ・災害が想定されるエリアについては除外

等

立地適正化計画の概要

都市機能誘導区域とは？

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る地域になります。



※国土交通省資料を基に作成

立地適正化計画の概要

誘導施設とは？

都市機能誘導区域内に、立地を誘導すべき都市機能の増進施設。将来の人口推計や施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが求められます。

誘導施設として想定される施設

- 高齢化の中で必要性が高まる施設
病院・診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター 等
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設
幼稚園や保育所、小学校 等
- 集客力があいまちの賑わいを生み出す施設
デパート、スーパーマーケット、図書館 等
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

※現在すでにある施設を区域外に流出させないという観点も含みます。

※国土交通省資料を基に作成

令和2年度の調査内容について

①基礎データの収集・整理による現状把握

冒頭で説明した人口や都市施設、土地利用等について調査

②都市構造の分析・評価

①でとりまとめた資料等から雲南市の都市構造について分析

③市民意向の把握

- ・ 市民アンケート調査
- ・ 既往調査等の再整理
- ・ 地域自主組織別意見交換会
- ・ 若者アンケート調査
- ・ 市内主要企業及び従業員アンケート
- ・ 関係団体ヒアリング

令和2年度の調査内容について

・基礎データの収集・整理

各種基礎データを収集し、人口や都市機能等について現状把握を行った

【調査事項】

- ・人口（人口・世帯数動向、高齢化率の推移、新築・空き家動向等）
- ・都市交通（道路整備状況、公共交通網等）
- ・都市施設、都市機能（日常生活サービス施設、行政関連施設、上下水道等）
- ・産業（市内事業所・従業員数の推移、小売業動向）
- ・財政（市財政、地価）
- ・災害（洪水浸水想定区域、土砂災害区域等）
- ・雲南市の各種上位計画、関連計画の整理
（第2次雲南市総合計画後期基本計画、都市計画マスタープラン、公共交通網形成計画等）

令和2年度の調査内容について

・市民アンケート調査

対象者：雲南市に住民票を有する令和2年10月31日時点で満20歳以上の男女
2,000人

回収数：1,137人/2,000人（回収率：56.9%）

抽出方法：層化無作為抽出（旧6町村の人口規模、年齢層を考慮し抽出）

質問項目：①年代や居住形態、居住地域等の回答者属性

②今後の居住意向についての考えと理由

③今後のまちづくりについて

項目例)今お住いの地域に住み続けるためや、人口の流出抑制・流入促進を図るために、雲南市の中核拠点ゾーンにおいて、より一層充実が必要と思われる施設は何ですか？

中核拠点ゾーン

行政をはじめ保険・医療・福祉、教育文化などに関わる公共施設や商業賑わいの拠点、産業の集積を図る市街地



令和2年度の調査内容について

・地区別意見交換会

市内の30地区の地域自主組織を対象に、立地適正化計画に関する意見交換会を行った。コロナ禍のため人数を絞り開催し、開催の自主組織単位及び参加者の選出は、地域自主組織の意向により行った。

開催時期：令和2年11月～令和3年2月

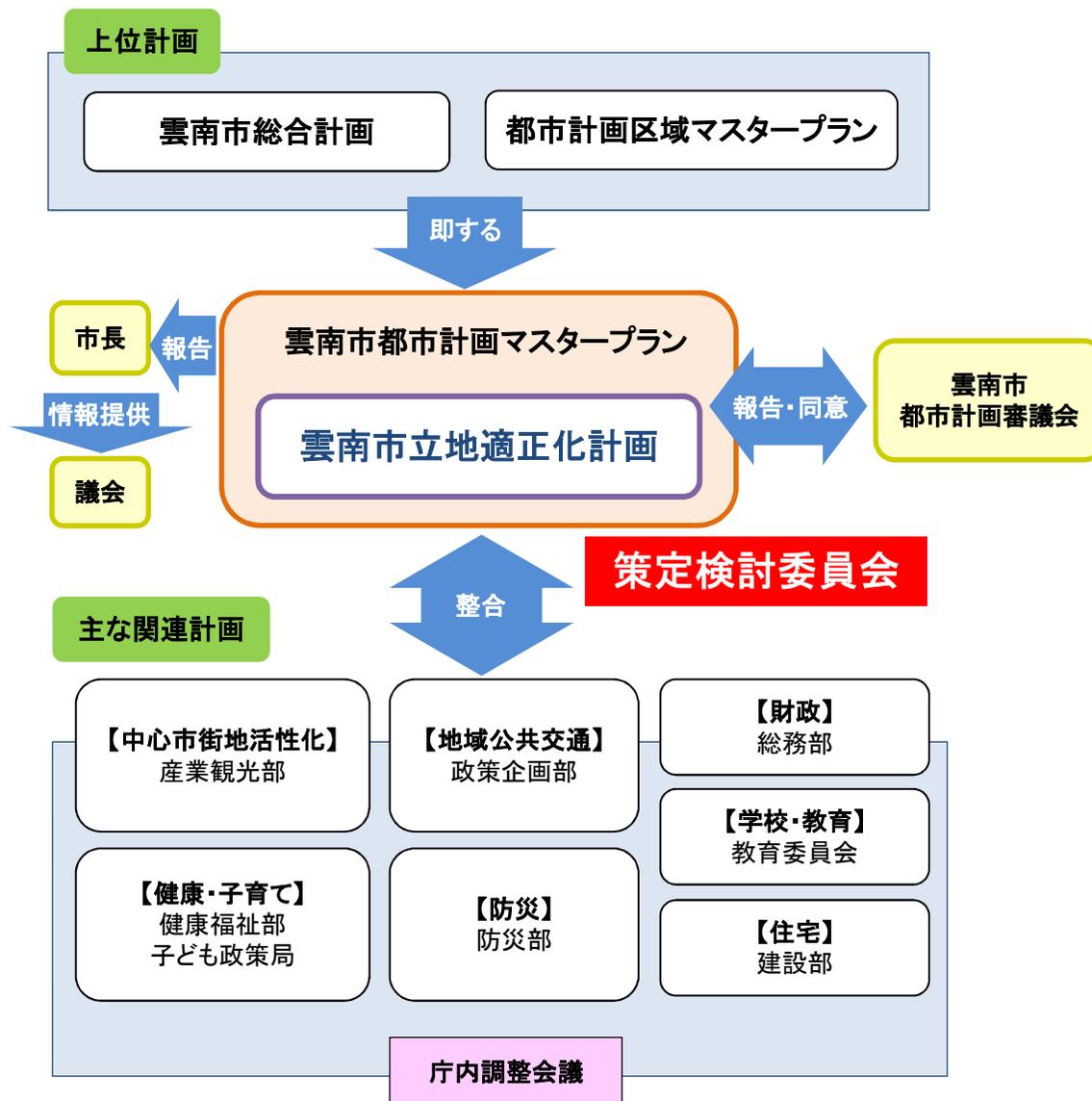
開催結果：市内21会場で開催し、158人の方に参加いただいた。

主な意見交換内容

- ・各地区の現状確認(人口の将来推計、生活上の課題等)
- ・立地適正化計画の目的、趣旨の説明、目指す方向性について
- ・市内のそれぞれの地域で暮らし続けるために、これからの中心市街地に必要な都市機能について



計画案作成に係る検討体制について



庁内調整会議で検討を進め、策定検討委員会で審議し、計画案を作成します。

計画策定のスケジュールについて

令和3年度中の公表を目指します。

